

当社の6階以上の階(?)からは、皇居を見通して市ヶ谷駐屯地、我国防衛の中核である庁舎A棟を始めとする庁舎群を眺めることが出来る。

過日、小生当社入社以来防衛庁を担当する社員から、『顧問、市ヶ谷ツワーに連れて行って欲しい』との要望があり、中々その機会がなかったのであるが、記念館の館長(?)的立場に在る、かつての小生の戦友であり、部下でもあったI事務官の理解と協力を得て、その要望をやっと叶えることが出来た。感謝！



I事務官の流暢・朗々たる説明と人材派遣会社から派遣された見目麗しい女性スタッフの説明により、儀仗広場から各庁舎の説明を受けつつ、記念館に向かった。貰ったパンフ等を参考に若干の紹介をする。

1 市ヶ谷台小史

陸自市ヶ谷駐屯地の所在する市ヶ谷台は、23区内第二の高台であり、江戸城防衛の要衝の地でもあるので、尾張徳川家の上屋敷が置かれ、明治維新後の明治7年には京都兵学寮(陸軍士官学校相当)が移転してきた。爾来市ヶ谷台は、日本陸軍を双肩に担うべき若人の鍛練の地として、それに相応しい兵舎等が建築された。関東大震災での甚大な被害を経て、現記念館の原形である一号館(昭和12年建設)を始めとして文字通りに当初は士官教育のメッカとして、風雲急を告げる昭和16年には大本営陸軍部、参謀本部、陸軍省の軍令・軍政の中核機関が置かれた。そして終戦となった。この間にも、多くのドラマがあった。今は閉鎖されてはいるが地下壕の壮大さにも驚かされる。

戦後、米軍に接收され、昭和21年5月には、極東軍事裁判所謂東京裁判の法廷として使用された。昭和34年に日本に返還され、昭和35年からは陸自東部方面総監部や陸・海・空の幹部学校(小生も学生として2年間学んだ)が、平成12年5月には、六本木から防衛庁が移転して現在に至っている。防衛庁の市ヶ谷移転に伴い当地正に都心に位置していた普通科連隊が大宮に移駐したのは、都市防衛を考えた場合には他に方策がないので止むを得ない仕儀とは言え、ちょっと心配である。都市の中心に武力部隊が駐屯することの意義を再考する事が必要ではなからうか。

2 記念館について

防衛庁の市ヶ谷移転に伴い、明治・大正・昭和、そして平成と120年余の歴史を見守り続けた一号館の枢要部分を記念館として保存すべきであるとの論が澎湃として起こ

り、士官学校長室・陸軍大臣室（陸自時代は、東部方面総監 室（三島事件で有名な）として使用された。）のある時計台や車寄せを含む正面部分、天皇陛下が市ヶ谷台に御臨幸あそばされた際のお休み所である便殿の間（陸自時代は陸自の幹部学校長室として使用）であった部分と東京裁判の法廷ともなった大講堂を一体として移設・保存し、現在に至っている。記念館の見学を含む市ヶ谷ツワー（所用時間は約 2 時間）客は年間 3 万人ほどに上り、中には故司馬遼太郎氏や有名な野球の N 監督、大臣や国会議員の先生方を始めとする著名人の見学も絶えない。

当時の建築技術の粋を集めた大講堂、陸軍大臣室、便殿の間等の説明を

受け、東京裁判当時の法廷配置図等の説明を受けると肅然たる気持ちになる。かつて何回となく大講堂には足を踏み入れ眺めてきた筈ではあるが、いざ改めて当時を想起しつつ眺めると東京裁判の違法性・不当性そして日本民族が今日余りにも懦弱になった淵源（えんげん）がここに在ったのだとの意を強くする。

また、記念館を訪ねる楽しみがなくなるかと思うので、詳述は避けるが、移 設の苦勞、配置全般の実に細かい心遣いの数々、展示されている遺品等に込められた現代の我々に対するメッセージ等をも含めて、じっくりと多くの日本人 が是非とも見学すべき第一級の地である。（お問合せは、防衛庁長官官房広報 課記念館係（内線：21904or20303）

3 東京裁判批判（紙面の関係上、要点のみ列記する）

● 事後法(極東軍事裁判条例の布告は 1946/1/19)に基づく裁判(罰刑法定主義、刑罰不遯及の原則に違反) 裁判管轄権の問題 ボッダム宣言 10 項(我等の俘虜を虐待せる者を含む 一切の戦争犯罪人に対して峻厳なる裁判が行なわれるべし)を基礎即ち通例 の戦争犯罪（戦争の法規慣例違反と解釈すべき）のみの裁判権しかない。平和に対する罪、人道に対する罪等の戦争犯罪の概念は存在しない。

● 厳正中立な裁判官ではなく、戦勝国出身の裁判官による敗戦国に対する裁判 11 人の裁判官中中立国の裁判官皆無 → 公平性に疑義
ウェッブ裁判長、キーナン検事も後に違法裁判である事を認めた。（マッカーサーも）事件関与の 2 裁判官(豪、比)、協定用語(英語、日本語)に関する能力なし(ソ、仏) 裁判官資格なし(中) 国際法の学位を持つのはパール判事のみ B,C 級裁判時など、判事、検事、弁護士の多くを元捕虜が担当したケースも。

● 裁判の手続き上
再審査や米連邦最高裁への訴願も直ちに却下 → 極めて一方的
偽証罪は問われなかった。伝聞も証拠採用され、反対尋問の機会もなし。
日本側提出の膨大な証拠書類は却下、検察側証人の内法廷に出席した者は、僅か 5%。
裁判官の合議欠如：仏の判事の証言、事実認定は起草委員会？

● 極東国際軍事裁判所の設置の不当性
極東国際軍事裁判条例は米 JCS の命を受けたマ元帥が行政命令として制定 何処の国にも相談なし、事後承諾

- 米国の狙いは何か「降伏後における米国の初期の対日方針声明」
 (1945/9/22) では日本の弱体化 → 極めて政治的な裁判
 不当に重い量刑 有罪判決は 11 名中 6 名、蘭判事
 「起訴日が 4 月 29 日、死刑執行が 12 月 23 日」は何を意味するか、
 また本間雅晴中将は裁判開始後 2 ヶ月で処刑 → 報復裁判？
- 人道に対する罪としてのアウシュビュツに対応するものとして南京虐殺大掛かりなで
 っち上げ
- 判決：裁判所条例では少数意見も朗読すべしとされていたが、朗読も概要発表すらも
 なし
- 国際法違反 パリ不戦条約 国家政策としての戦争は犯罪ではない
 国家の行為に対し、その官職の地位にあった者の責任は問われていない
 東京裁判は国際法上は、敵国の軍事行動の一環である。サンフランシスコ講和条約締
 結を持って戦争状態は終了した。
 軍事行動の一環であれば、戦争状態終了に伴い軍事行動の一環としての東京 裁判
 も効力無くなる筈
 米上院軍事外交委員会の聴聞会で日本の行為は自衛と発言、ホイットニー少 将の
 回想録で戦争指導者を犯罪人としたことは忌まわしいことと反省の弁
- 共同謀議の捏造とそれに資する証拠のみの採用
 起訴状にある昭和 3 年以降の共同謀議？この 17 年間に内閣の更迭 16 回という事実の
 意味は。全面的共同謀議など有り得ない。ナチスドイツのヒトラーとは明らかに違う。
- サンフランシスコ講和条約 11 条の解釈について
 巷間最も誤解のあるのが、サンフランシスコ講和条約第 11 条で日本は所謂
 東京裁判を受け入れた筈であると言うことだ。当該裁判を国家として受容したのである
 から、あれは正しいのであり、今更蒸し返すことは出来ないし、すべ きではないとの根
 強い論が横行しており、それは政府の閣僚のみならず、マス コミや世間から識者と一般
 的に認められている者にも蔓延している。この誤解を解かぬ限り、日本の戦後の清算は終
 わらない。
 11 条で受諾したのは、判決 judgments であり、裁判を受け入れた訳ではない、 全条の狙
 いは、日本国で拘禁されている者の刑を確実に執行させることで
 あり、赦免・減刑・仮出獄の手続きを定めたものである。講和成立により国際慣 習法に
 したがって日本政府が、戦争裁判判決の失効を確認した上で連合国側が 戦犯として拘禁
 していた者を総て釈放するか釈放することを要求するだろうと 予想して、そのような事
 態を阻止することが目的だったのである。
 (参考：パール判事の東京裁判無罪論、各種の HP、百科辞典類) (了)